

研究開発室使用に関する優遇措置について

熊本創生推進機構長

熊本創生推進機構研究開発室は企業との共同研究・知財創出・技術移転、大学からベンチャーを創出する技術開発を目的としたラボラトリーです。そこで、以下の優遇措置を行いますので、今後研究開発室を活用していただき、企業との共同研究・知財創出・技術移転・ベンチャー創出を推進いただきますよう、お願い申し上げます。なお、徴収した利用料は研究開発室の維持管理に加え、技術シーズの展示会への出展経費等の産学連携活動に充て、産学連携推進のために使用する計画です。

■研究開発室利用料優遇措置一覧■

対象	利用料減額割合	期間 (年度)	補足
企業と共同研究を実施	(受入研究費(200万円ごとの金額に切り下げ)/200万)×5%	1年間	直接経費が200万円/年以上の場合に受入研究費200万円につき5%減免。
ライセンス収入	(ライセンス収入(50万円ごとの金額に切り下げ)/50万)×5%(整数に切上)	1年間	ライセンス収入が50万円/年以上の場合に50万円につき5%減免。
熊大発ベンチャーを起業	認定ベンチャー：30%/件	3年間	利用申請書に記載の活動以外には使用不可。期間中に廃業あるいは認定解除した場合は終了。
	熊大発ベンチャー：10%/件	2年間	
その他、顕著な産学連携実績・ベンチャー関連活動が認められた場合	実績に応じて上記と同程度の優遇措置。	1年間	申請者からの申し出に基づき、都度、熊本創生推進機構運営委員会に提案し、担当理事の承認により決定。

※光熱水費は従来通り実費での徴収を行い優遇対象とはしません。

※各優遇措置の対象の上限は50%とします。複数の該当要件は積算できますが上限は50%とします。

※年度途中開始の場合、当該年度の適用とします。

※優遇期間は、年度単位です。優遇期間が1年間の場合、入居月に関わらず当該年度3月までが優遇期間となります。優遇期間が2(3)年の場合は、翌年度(翌々年度)末までです。

例：6月入居でライセンス収入による優遇を受ける場合、6月から翌年3月までが優遇期間となります。

※優遇期間の起算日は「初めて当該研究開発室に入居した日」とします。

例：令和5年4月から翌年3月までの期間、初めて当該研究開発室に入居し、「企業との共同研究を実施に」よる優遇を受けた場合、令和6年4月からも更新手続きを行い、同一代表者が引き続き入居する場合は、優遇措置は適用されません。

例)

事例	減免額	期間
企業と1年で390万円の共同研究	$(200/200) \times 5\% = 5\%$ 減免	1年間
企業と1年で3,000万円の共同研究	$(3000/200) \times 5\% = 50\%$ 減免	1年間
企業と1年で80万円の共同研究	なし	—
保有特許を2つの企業にライセンスし、計200万円の一時金収入	$(200/50) \times 5\% = 20\%$ 減免	1年間
起業したベンチャーと年間50万円の共同研究を行う	$10\% \times 1 = 10\%$ 減免	2年間

■研究開発室利用料優遇措置基準細目

1. 優遇措置を受けられるものは研究開発室利用申請者ではなく、研究開発室利用料支払い責任者を基準として考える。つまり、実質的な利用者や利用料支払い者が学外者である場合、賃貸契約を締結しているものは対象としない。また、同じ人物での申請であっても、立場によって優遇措置に該当する場合としない場合がある。
※例・・・ベンチャー企業 A 社を立ち上げた B 教授の場合
■熊本大学〇〇研究部 B 教授名義での申請の場合・・・優遇措置に該当する
■A 社の B 役員の名義での申請の場合・・・優遇措置に該当しない
2. ベンチャー企業設立を根拠とする場合、当該ベンチャーとの共同研究を実施する場合、あるいは所属研究室の研究を実施する場合に限る。
3. 優遇対象は利用者が得た成果に限定する。同じ成果は重複カウントしない
※研究開発室利用申し込み時に記載され、かつ同じ研究室に所属する者・あるいは同一のプロジェクトに所属する等、実質的な連携があるものを対象とする。なお、同一プロジェクトの場合は、外部資金あるいは学内プロジェクト（みらい開拓プロジェクト・G-COE 等の認定プロジェクト）を伴う場合に限定。VBL 利用者追加は申請後も認めるが、追加時点ですでに生じていた成果は優遇対象としない。
4. 優遇措置は、各成果について 1 回・1 部屋のみを有効とし、1 部屋については 50%割引を上限とする。50%を超過する分は、次年度への繰り越し等を行わない。ただし、同一の研究開発室利用料支払い責任者が利用しているほかの部屋へ移行できる。ただし、他プロジェクトへの譲渡はできない。各事象に複数の関係者がある場合には、誰がどの部屋で優遇措置を受けるか事前に協議しておくこと。
5. 研究開発室利用料支払い者と研究連携の実態が認められない研究者の成果の申請があった場合、論文や特許の共著関係や研究における役割など詳細について調査を行い、優遇措置を受けるためだけに名前を加えたものと認められる場合には、優遇措置を取らないこともある。
6. 優遇対象および優遇程度は、前記表を基準に熊本創生推進機構で審議・決定を行う。

※共同研究とは、企業から資金を受け共同研究契約（あるいは受託研究契約）を締結したものであり、秘密保持契約・覚書・寄付金によるもの、学内外との研究グループ同士の共同研究は対象としない。また、科研費・国プロ等も対象としない。また、自治体や公的機関と特例的に行われる 0 円の共同研究も対象としない。

※この優遇措置対象は、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの各成果とする。

※この優遇措置は、毎年度見直しを行い、措置内容の変更の可能性がある。ただし、いったん認められた措置は、特段の瑕疵がない限りその期間内は有効とする。